

青森県青少年健全育成条例第13条第1項に該当する図書類の一例
(令和7年10月指定分)

青森県青少年健全育成条例（昭和54年12月青森県条例34号）第13条第1項の規定に基づき、第12条第1項により青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして指定されたとみなされる図書類の一例は次のとおりです。

1 指定されたとみなされる図書類の一例（書籍6冊、DVD3本）

種別	名称	発行所	コード番号
書籍	月刊劇漫スペシャル 2025年11月号	(株)竹書房	雑誌 13545-11
書籍	劇画ロマンス vol.38	(株)大洋図書	ISBN978-4-8130-5688-1
書籍	芸能界赤面ハプニング レアな瞬間アワード	(株)ブレインハウス	ISBN978-4-86714-944-7
書籍	劇画 華 vol.10	(株)大洋図書	ISBN978-4-8130-5681-2
書籍	劇画シークレット vol.31	(株)大洋図書	ISBN978-4-8130-5690-4
書籍	ハメられた未亡人はPTAを許さない ③	(株)白泉社	ISBN978-4-592-16528-6
DVD	黒髪!巨乳!!バイリンガル!!!逆輸入美少女の 天真爛漫なエンジョイ SEX!!!	A V	JAN4-582616-148506
DVD	オジサンをナメてるパパ活女子が塩対応 過ぎたのでオジサンのチ○ポで徹底的に 理解らせ性教育	M I L K	JAN4-573228-607017
DVD	小悪魔に見えて隠れド M ギャル唾液まみれの スケベ奉仕大好きな中年チ●ポで絶頂	シャーク	JAN4-580516-570892

また、上記の図書類だけでなく、次の基準に該当するものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして指定されたとみなされる図書類に該当しますので、これらの図書類の販売又は貸付けを業とする者におかれては、青少年に販売し、貸し付け、見せ、読ませ、聞かせ、又は交換によって入手させないよう御配慮をお願いします。

○規則で定めるもの（青森県青少年健全育成条例施行規則第3条）

第3条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。)とする。

一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの

- イ 女性の大腿部を開いた姿態
- ロ 陰部、臀部又は女性の胸部を誇示した姿態
- ハ 自慰の姿態
- ニ 女性の排泄の姿態
- ホ 男女の愛撫の姿態
- ヘ 緊縛の姿態

二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの

- イ 性交又はこれを連想させる行為
- ロ 強姦その他の陵辱行為

① 書籍その他の出版物（条例第13条第1項第1号）

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)が総ページの3分の1以上を占めるもの

② 映像又は音声が記録されているテープ、DVD、CD-ROM その他の物品

(条例第13条第1項第2号)

全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものが総場面の3分の1以上を占め、又はその描写の時間が合わせて3分を超えるもの